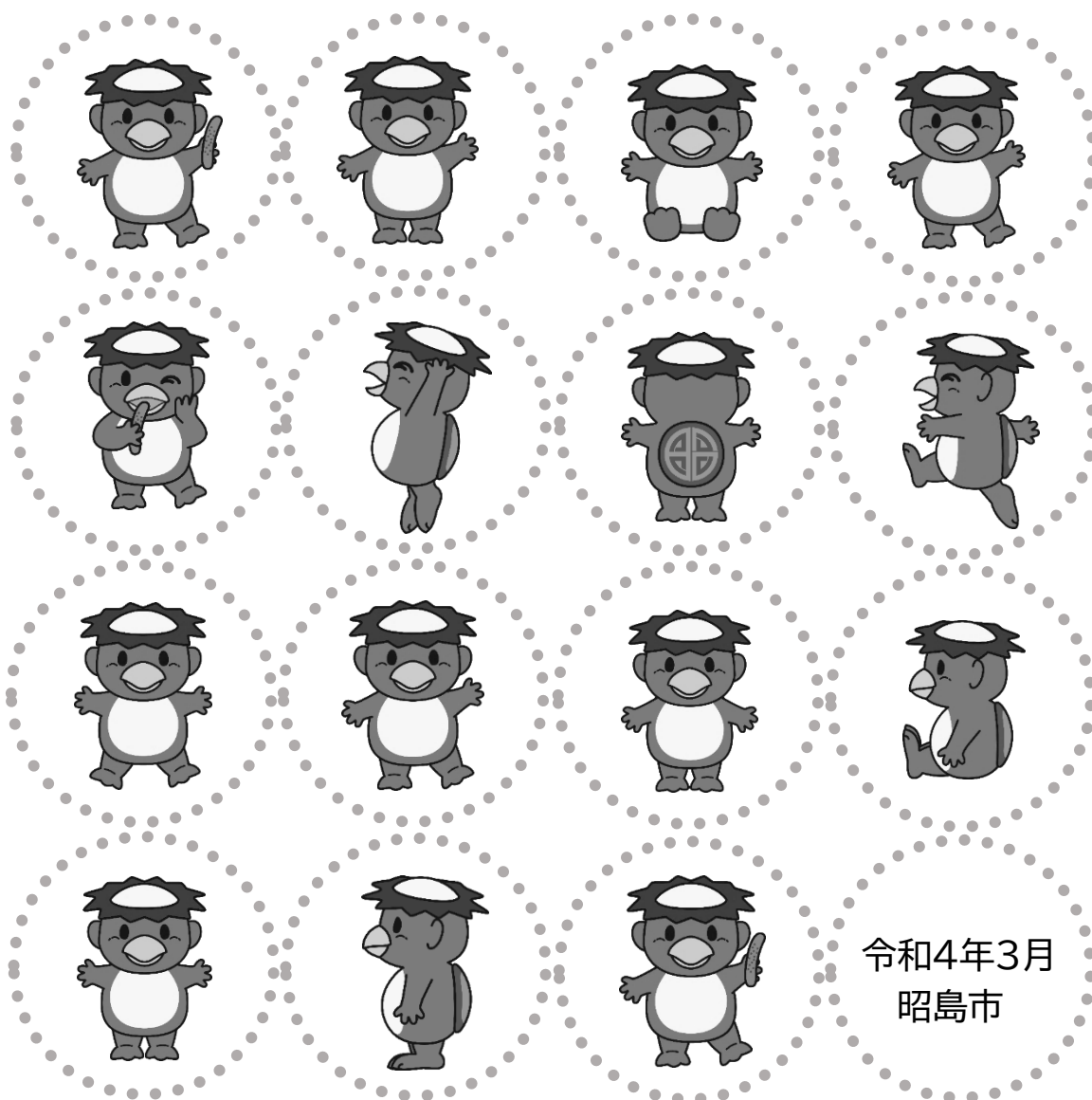


昭島市児童発達支援計画

令和4年度～令和8年度



はじめに

近年、子どもの出生数が減少傾向にある中、児童発達支援の利用児童数は年々増加しており、その特性に早期に気づき、その子どもに合わせた支援へとつなげることが求められています。

昭島市では、平成 27 年3月に策定した「昭島市児童発達支援基本計画」及び平成 28 年3月に策定した「(仮称)昭島市児童発達支援センター詳細計画」に基づき、教育部門や関係機関と連携を図りながら、児童の発達支援に関する様々な事業を展開してきました。

こうした中、令和 2 年 1 月に児童発達支援センター「子ども発達プラザ ホエール」が開設されたほか、教育部門と福祉部門が密接に連携する「教育・発達総合相談」の開設など、既定の計画策定時とは状況が変化していることから、現状に即した内容になるよう「昭島市児童発達支援計画」を策定いたしました。

本計画は、特別な配慮が必要と思われる子どもが社会で自立できるよう、関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、子どもを取り巻く環境の整備など総合的な支援体制を構築し、それぞれの子どものライフステージと特性に応じた、適切で継続したサービスの提供を図るための計画となっています。

私は、市長就任以来、まちづくりの普遍的な理念である人間尊重に基づき、人種や性別、価値観などの違いにかかわらず、一人ひとりの尊厳を大切にしたい、多様性を認め合える地域社会の形成に努めて参りました。本計画の推進には、市民の皆様、関係機関及び市、それぞれが協力・連携してその役割を果たすことが重要と考えており、皆様のより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご審議をいただきました児童発達支援計画審議会委員の皆様、またパブリックコメントなどを通してご意見をお寄せいただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

昭島市長 臼井伸介



目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画策定の経過	3
5	計画の基本理念	3
第2章	昭島市における児童発達支援の現状及び課題	4
1	人口の状況	4
2	子育て施策の状況	5
3	昭島市児童発達支援基本計画における取組と課題	11
第3章	計画の基本的な考え方	14
1	基本的視点	14
2	基本目標	15
3	施策の体系	16
第4章	基本的な取組と事業の展開	17
1	早期の気づきと早期対応の充実	18
2	学齢期における支援の充実	19
3	関係機関との連携体制の構築	21
4	保護者への支援体制の整備と充実	24
5	要配慮児童を取り巻く環境の整備	26
第5章	計画の推進と進行管理	28
1	計画推進の考え方	28
2	計画の進行管理	28

資料編

※本文中の「＊」がついた用語は、34 頁からの用語解説を参照してください。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

○国の動き

障害児に関する支援については、平成 24 年4月に改正された児童福祉法などにより、障害種別に分かれていた施設・事業体系が一元化されるとともに、障害児通所支援の実施主体が市町村へと移行しました。

発達障害のある人の支援については、平成 17 年4月に施行された発達障害者支援法に基づき、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進を図ることとしています。同法は、発達障害の早期発見と発達支援の提供に関する、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある児童・生徒への支援や発達障害のある人の就労の支援、発達障害者支援センター*の指定などについて定めています。

平成 26 年5月に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)」の一部が改正されました。この中では、新たに、「障害児支援体制の整備」が個別施策分野として位置づけられています。

平成28年4月に施行された障害者差別解消法第7条では、行政機関等は、その事務又は事業を行うにあたり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮*をしなければならないとされています。

平成 28 年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行され、発達障害の定義と発達障害への理解の促進、発達障害者の生活全般にわたる支援の促進、発達障害者の支援に関係する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備などが明記されています。

○都の動き

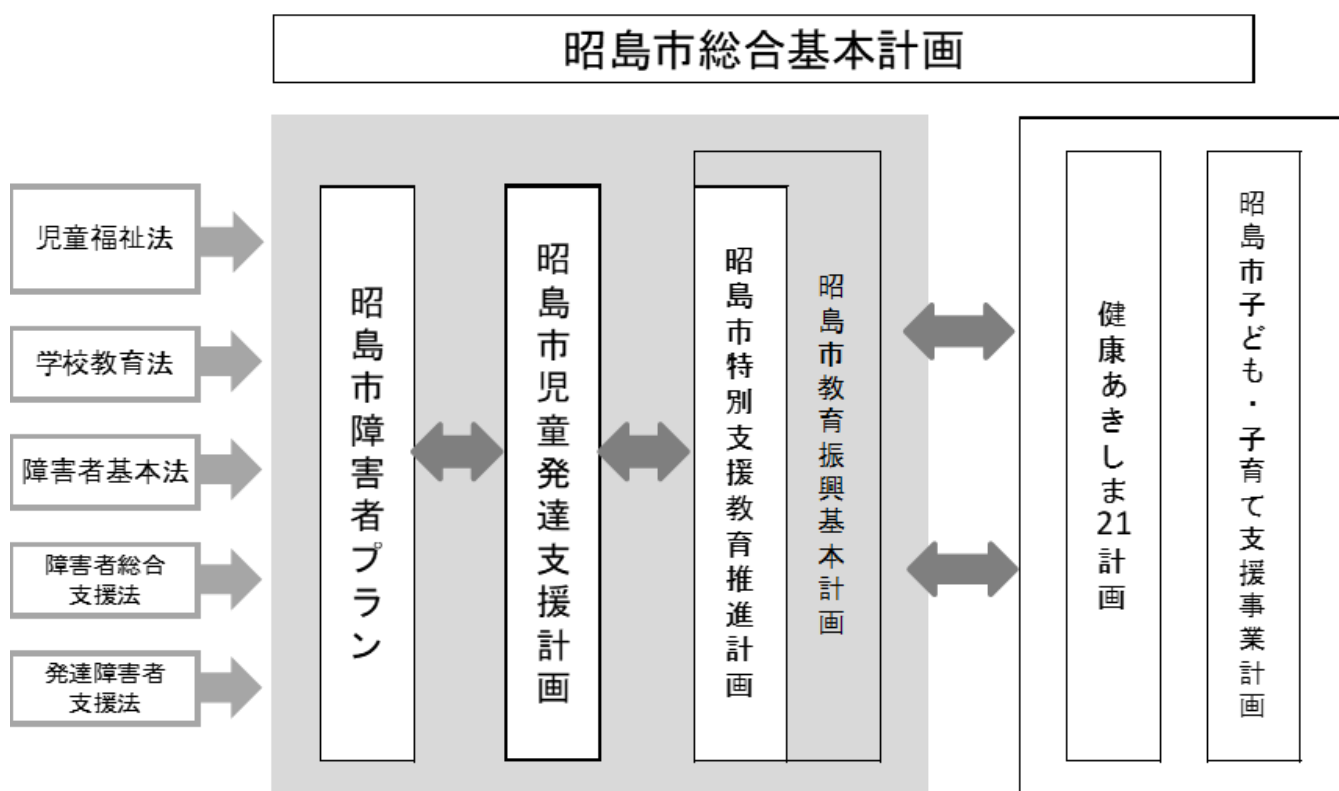
東京都特別支援教育推進計画(第二期)の基本理念は「共生社会*の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成」としています。障害者の社会貢献とは、障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含め、「貢献」と表現しています。

この計画では、共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実のための方向性として、小学校、中学校及び都立高校などにおける特別支援教育の充実が掲げられ、小学校、中学校及び都立高校などに在籍する障害のある児童・生徒が、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図るとしています。

2 計画の位置づけ

○「昭島市児童発達支援計画」は、発達障害者支援法及び児童福祉法に基づき、「昭島市総合基本計画」の方向性を踏まえ、「昭島市障害者プラン」「昭島市特別支援教育推進計画」その他の関連計画と整合を図りつつ、対象を特別な配慮が必要と思われる0～18 歳未満の児童(以下「要配慮児童」という。)とし、発達支援に係る分野について支援体制の確立を図るための計画とします。

○市では、「昭島市総合基本計画」で、市民の健康と福祉に関する施策や障害者福祉の基本的方向性を定めています。また、「昭島市総合基本計画」の分野別計画として、障害者基本法及び障害者総合支援法の規定に基づく「昭島市障害者プラン」を策定し、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を展開しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間です。国内外の社会情勢の変化や国の制度などの改正により、必要に応じて事業などの見直しを行うものとします。

4 計画策定の経過

市では、平成 27 年3月に策定した「昭島市児童発達支援基本計画」及び平成 28 年3月に策定した「(仮称)昭島市児童発達支援センター詳細計画」に基づき、児童の発達支援に関する事業を実施しています。

令和2年1月に民設民営により児童発達支援センター*が開設し、同年3月に、アキシマエンス内に教育部門と福祉部門が密接に連携する「教育・発達総合相談」が開設しました。

令和2年度からは、「親子発達支援事業」「要配慮児童一時預かり事業」を実施し、教育委員会と連携して作成した「昭島市子育てサポートファイル」の運用を開始しました。

このような中で、昭島市児童発達支援基本計画策定から5年が経過していることから、「昭島市児童発達支援基本計画」と「(仮称)昭島市児童発達支援センター詳細計画」を統合し、現状に即した内容になるよう見直しをしていくことを目的に「昭島市児童発達支援計画」を策定します。

5 計画の基本理念

市の障害者(児)施策推進の基本的指針を定めた「昭島市障害者プラン」では、基本理念として「ともに支え合い地域で安心して暮らせるあきしま」を掲げており、また、「昭島市子ども・子育て支援事業計画」では、「すべての子どもが輝き、未来を創るまち昭島」を基本理念としています。

本計画では、基本理念を以下のように定め、要配慮児童が社会で自立できるよう、関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備など、総合的な支援体制を構築し、各ライフステージ*と個のニーズ(児童の特性)に応じた、適切で継続したサービスの提供を図るための計画とします。

【 基 本 理 念 】

要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する

第2章 昭島市における児童発達支援の現状及び課題

1 人口の状況

(1) 人口の推移

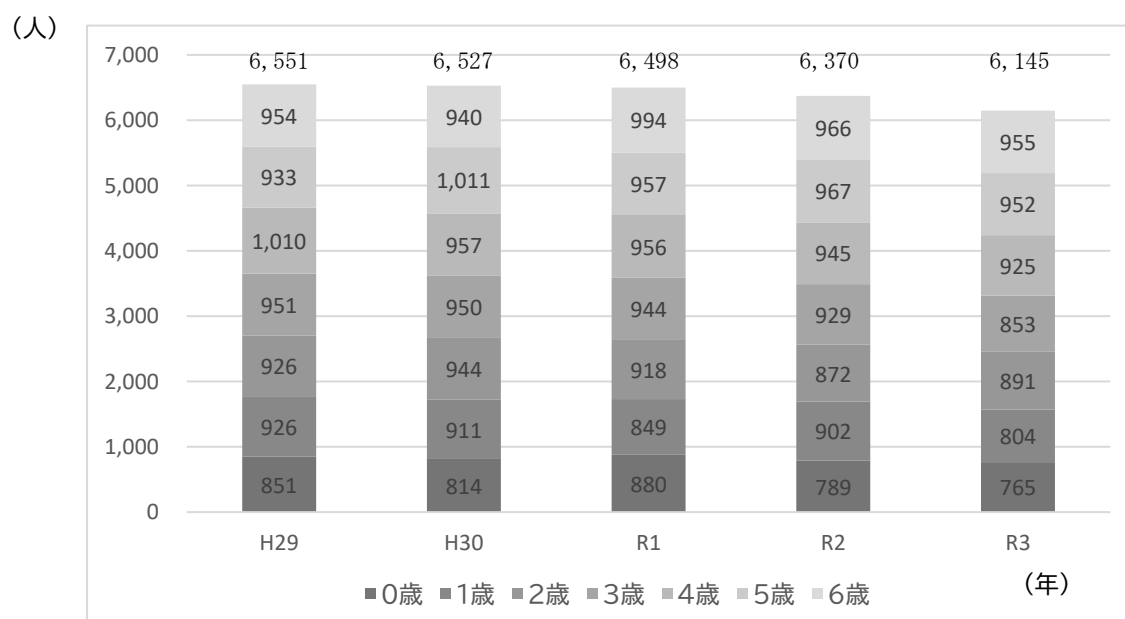
本市の人口は、小さな増減を繰り返しながら近年は微増傾向にあり、令和3年1月1日現在の総人口は113,552人となっています。年少人口(0～14歳)・生産年齢人口(15～64歳)はともに年々減少し、老年人口(高齢者人口、65歳以上)が年々増加しており、少子高齢化が進行している状況にあります。



資料:昭島市市民課

(2) 乳幼児人口の推移

各年の4月1日現在の0歳～6歳の児童数は次のようになります。近年微減傾向にあり少子化が進行していますが、各年齢の割合に大きな差異はありません。

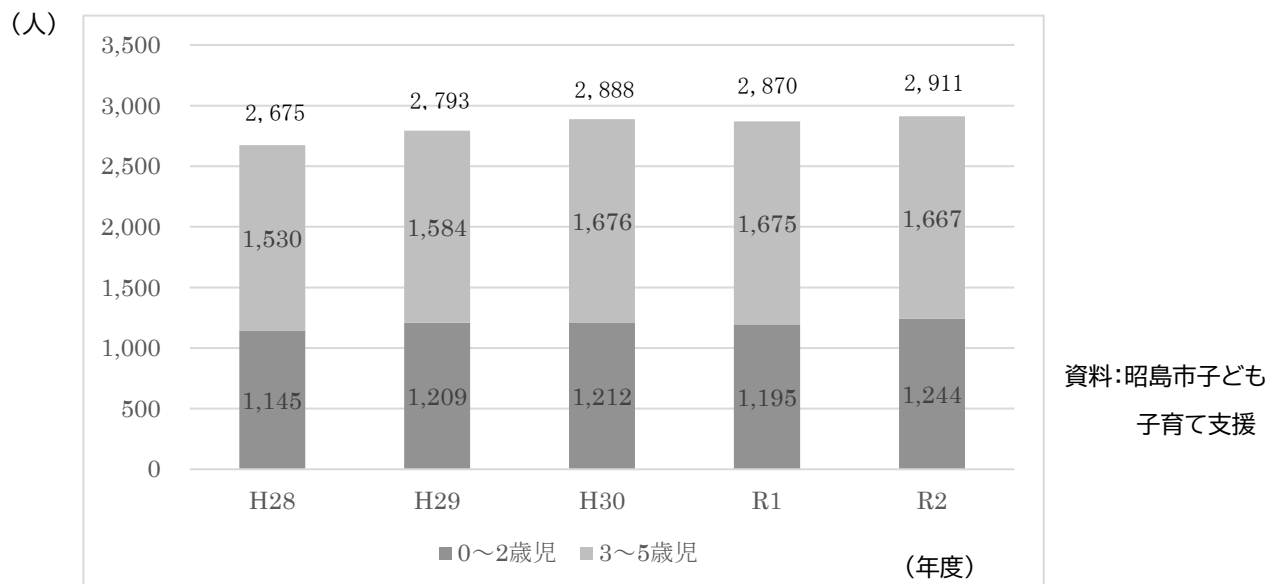


資料:昭島市市民課

2 子育て施策の状況

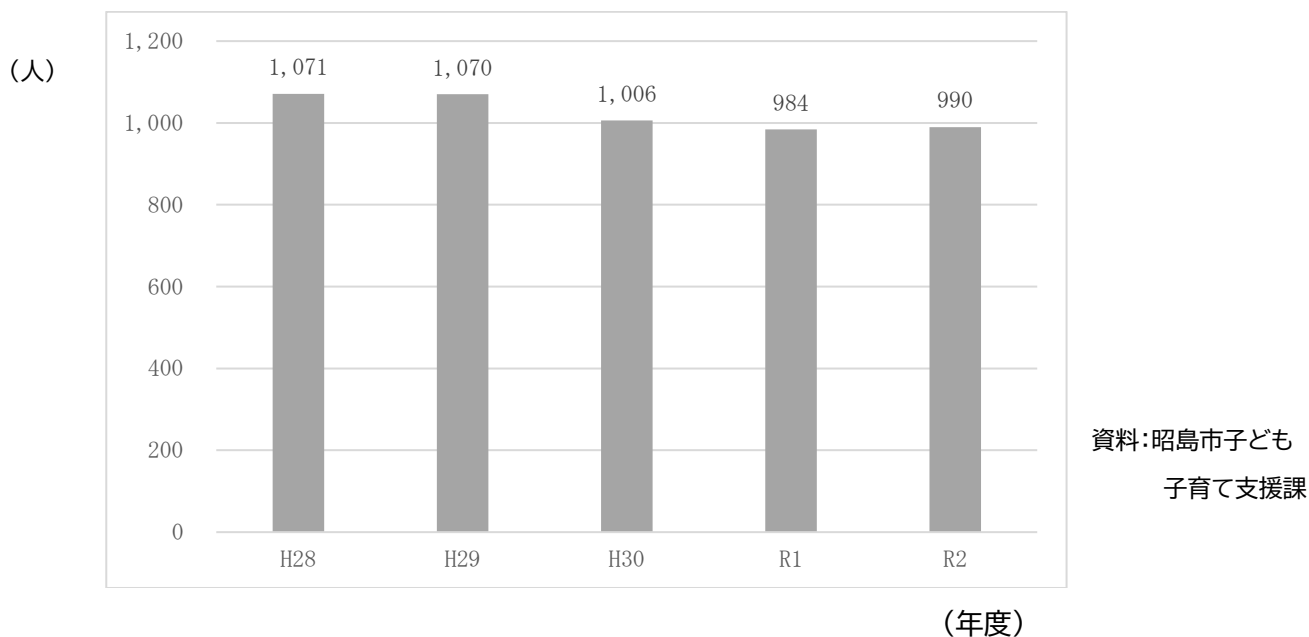
(1) 保育所・認定子ども園の入所児童数

各年の4月1日現在の保育所と認定子ども園の入所児童数(認定子ども園に関しては2号、3号認定:児童が未就学児で保育を必要とする)は次のようになります。微減となった年度もあるものの、施設整備に伴い増加傾向にあります。



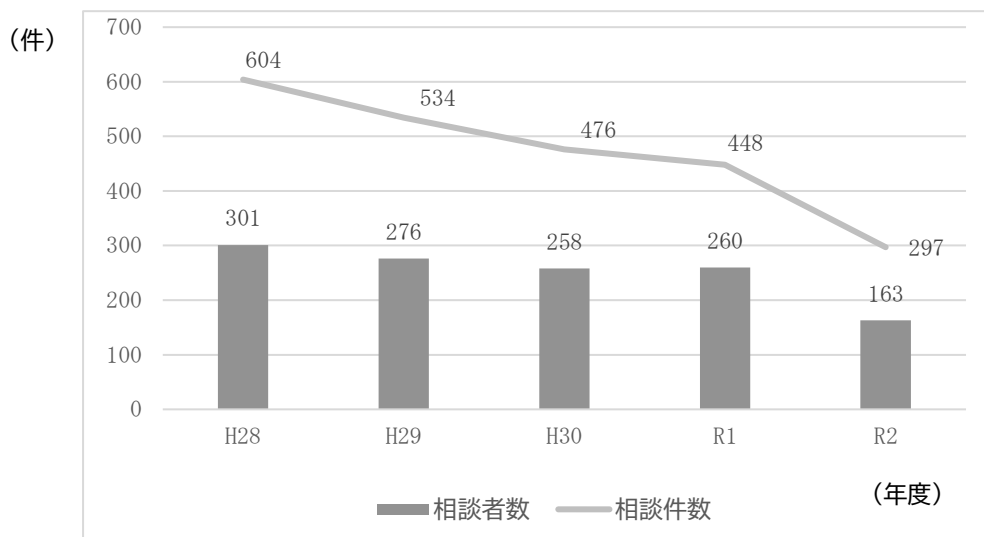
(2) 幼稚園・認定子ども園の入園児童数

各年の5月1日現在の幼稚園と認定子ども園の入園児童数(認定子ども園に関しては1号認定:児童が満3歳以上で保育を必要としない)は次のようになります。入園児童数は令和元年度までは減少傾向にありましたが、令和2年度では増加に転じています。



(3)3歳児経過観察心理指導実施状況

子育て世代包括支援センター*において、3歳児健康診査の心理面で要経過観察とされた児童の保護者に適正な指導を行うことで児童の健全な育成を期することを目的に3歳児経過観察心理指導を実施しています。近年は早期の気づきや早期の対応により、3歳児健康診査前に療育や相談機関につながっているケースが増えています。



資料:昭島市健康課

(4)障害相談件数・未就学児に関する発達相談件数

○子ども家庭支援センター*は、児童と家庭の問題に関する総合相談窓口です。障害に関する相談件数は以下のとおりです。平成30年度をピークに減少傾向にあります。

(件)

年度 相談区分	H28	H29	H30	R1	R2
障害相談件数	20	23	25	17	10

○教育・発達総合相談における未就学児に関する発達相談の状況は以下のとおりです。相談内容に関しては、「発育に関すること」が438件で全体の約70%、「しつけ・育て方」が124件で全体の約20%となっています。

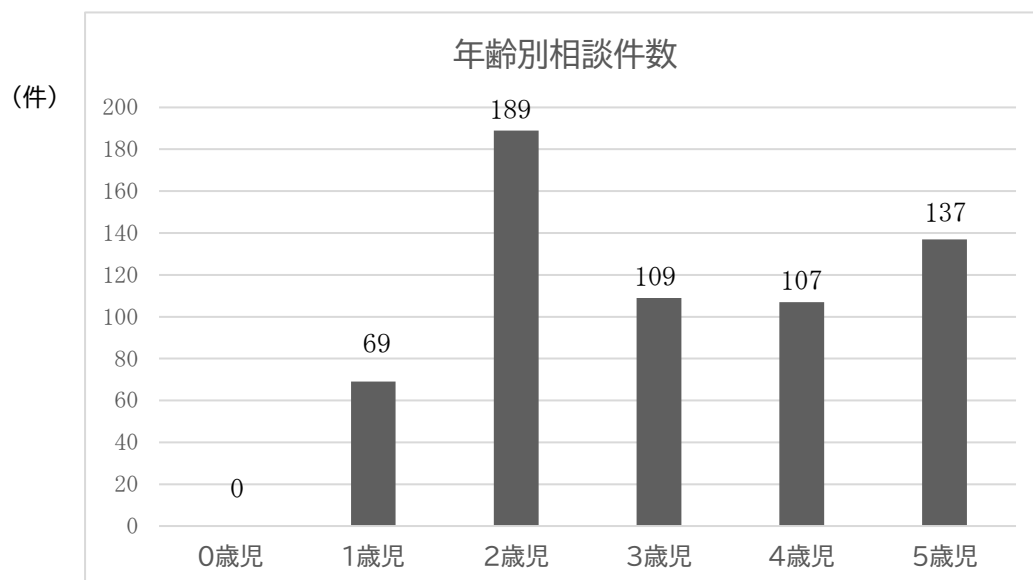
(件)

令和2年度 延べ相談件数	相談内容(内訳)						
	発育に関すること	しつけ・育て方	家族関係	かん黙	発達障害	学校選択	相談の問合せ
611	438	124	13	13	13	3	7

令和2年度の未就学児に関する発達相談ケースの実数は104件で、その相談の経路については以下のとおりです。子育て世代包括支援センターからの紹介が27件で約25%となり、最も多くなっています。

相談経路(全104件)	
チラシをみて	17
HPをみて	22
幼稚園や保育所などからの紹介	15
病院からの紹介	5
友人・知人からの紹介	6
子育て世代包括支援センターからの紹介	27
子ども家庭支援センターからの紹介	2
特別支援教育係との連携	2
子育てひろばからの紹介	2
その他の機関などからの紹介	2
不明	4

未就学児に関する発達相談は延べ611件で、年齢別で見ると2歳児が多く次いで小学校入学前の5歳児が多くなっています。各年齢において男児の割合が多い傾向にあります。



(5)巡回相談件数

巡回相談事業は、特別な支援が必要と思われる児童に適切な対応を行えるよう、教育・保育施設*からの要望に基づき、公認心理師*・臨床心理士*などが施設を巡回し、対応についての助言を行っています。

延べ利用施設数は増加していますが、相談件数は減少しています。

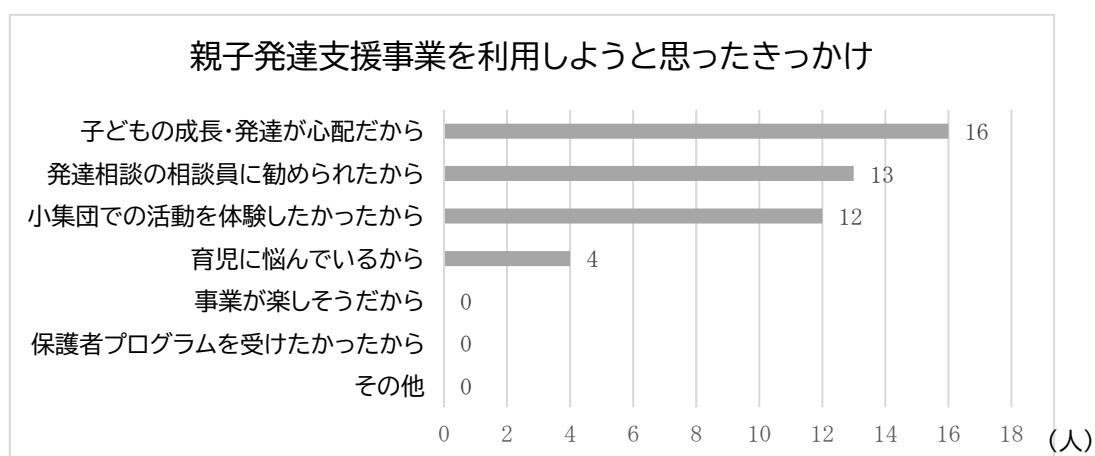
※学童クラブ*の巡回相談については、市内の全ての学童クラブに、年3回巡回相談を実施しています。

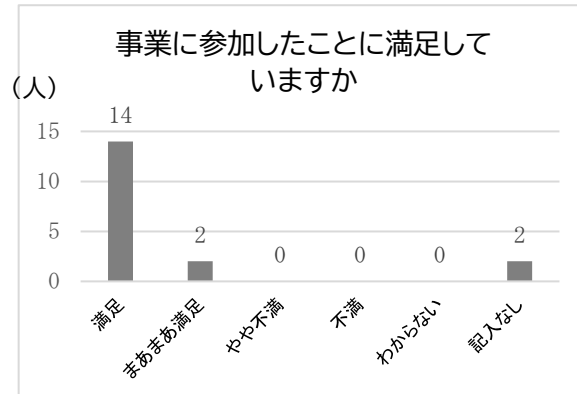
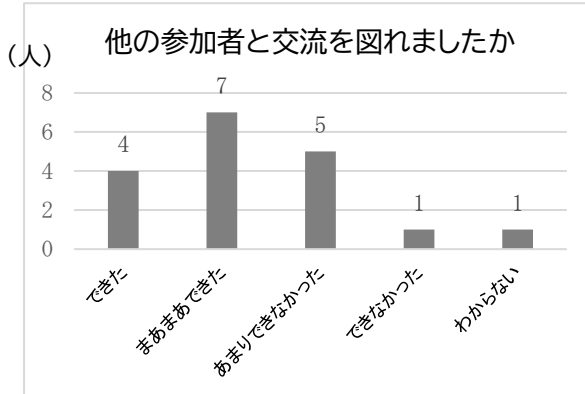
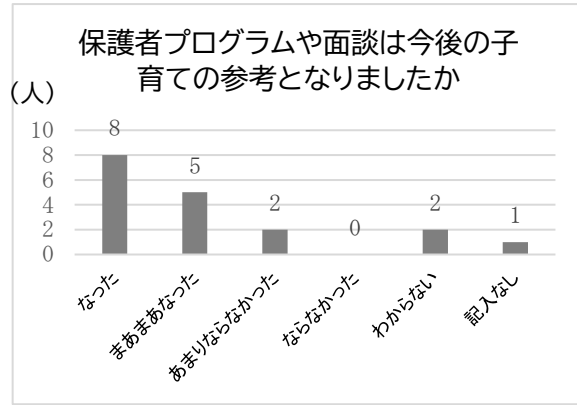
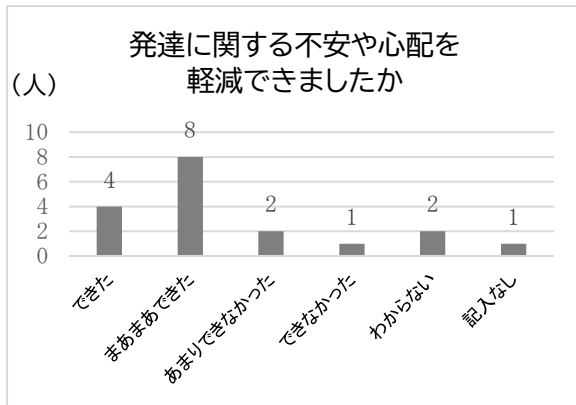
	延べ利用施設数						延べ相談件数					
	私立 保育所	公立 保育所	私立 幼稚園	認定 こども 園	地域型 保育 施設	合計	私立保 育所	公立 保育所	私立 幼稚園	認定 こども 園	地域型 保育 施設	合計
H28	43	5	4	2	2	56	312	68	28	13	3	424
H29	48		4	3	2	57	417		29	34	6	486
H30	49		5	2	2	58	388		19	14	4	425
R1	52		5	3	2	62	373		19	9	3	404
R2	57		5	3	2	67	321		20	17	10	368

(6)親子発達支援事業

親子発達支援事業は、教育・発達総合相談で相談を受けた、発達に不安や心配のある乳幼児とその家族を対象に、小グループでの活動や遊びを通じて児童の心身の発達を促すとともに、保護者に対して、児童の特性や関わり方のアドバイスを行う事業です。令和2年7月より実施しており、初年度は延べ306組の親子の参加がありました。

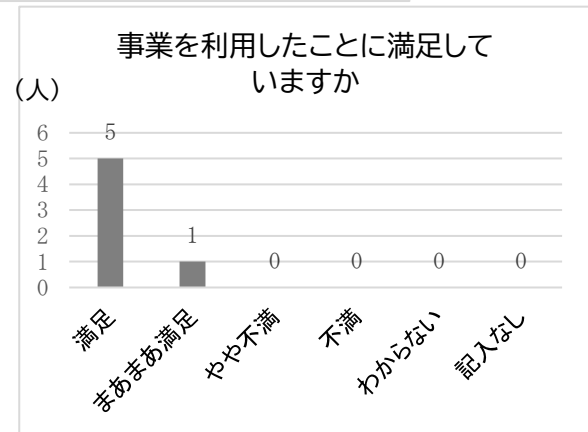
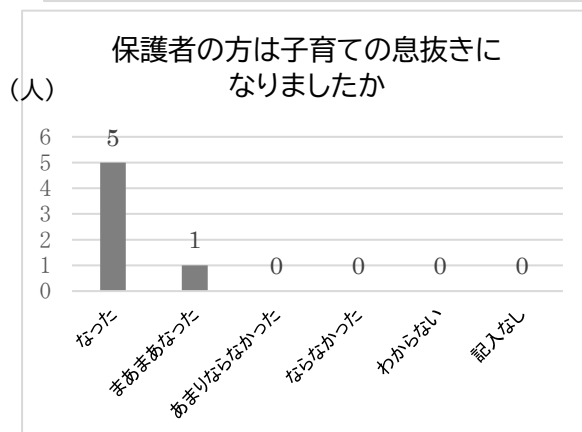
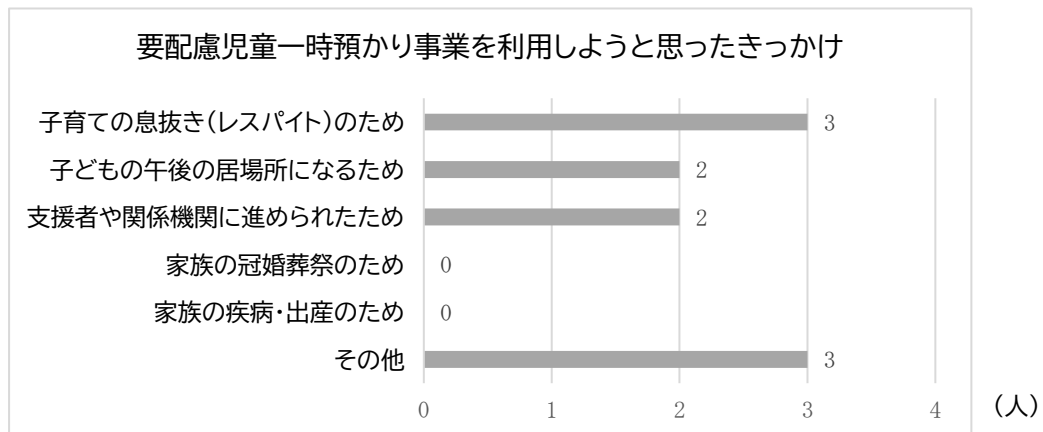
事業に関するアンケート調査の結果は、以下のとおりです。発達に関する不安や心配を軽減するなど、事業の実施について概ね満足が得られています。





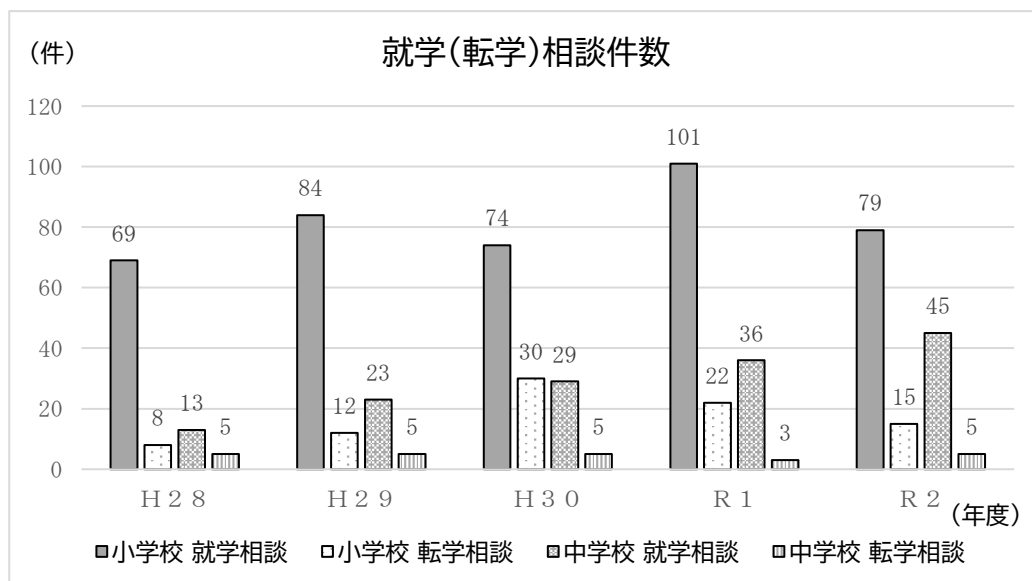
(7)要配慮児童一時預かり事業

要配慮児童一時預かり事業は、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童の保護者が病気、出産又は育児に疲れた時など、一時的に児童を預かる事業です。令和2年 10 月より実施しており、初年度は延べ 62 名の利用がありました。以下は、事業に関するアンケート調査の結果です。事業の実施について概ね満足が得られています。



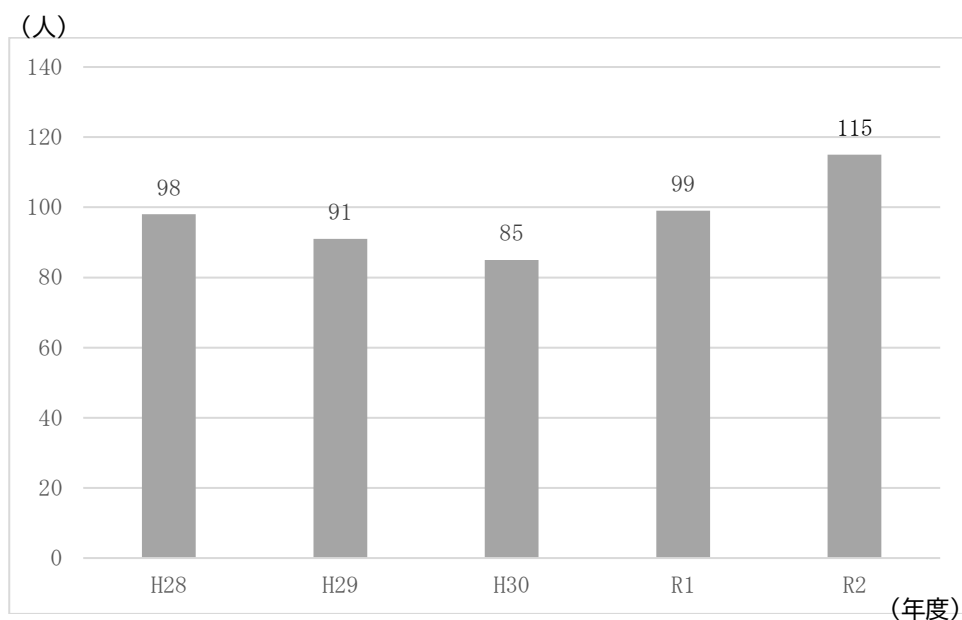
(8)就学相談・転学相談

就学相談*・転学相談については、相談員が保護者の希望に寄り添い、児童・生徒の特性に応じた支援が受けられるよう相談を行っており、中学校の就学相談件数は増加傾向にあります。



(9)就学支援シート*の提出数

教育・保育施設などでの児童の様子や進めてきた指導など、また家庭での様子などについて、在籍する施設と保護者が支援シートを用いて、小学校に引継ぎを行っています。小学校では支援シートに書かれた内容に基づき、入学時の指導や入学後の相談活動などに活用し、保護者とのスムーズな連携を図っており、提出数は増加傾向にあります。



3 昭島市児童発達支援基本計画における取組と課題

平成 27 年3月に策定した「昭島市児童発達支援基本計画」では、「早期発見・早期対応の充実」「学齢期における支援」「関係機関との連携体制の構築」「保護者への支援も含めた支援体制の整備」「要配慮児童を取り巻く環境の整備」の5つの支援の方針を定めました。それぞれの主な取組と課題は次のとおりです。

早期発見・早期対応の充実

【主な取組】

- ・子育て世代包括支援センターにおける乳幼児健康診査の結果、要経過観察と判断された児童について、月1回小児科専門医により健康診査を実施しています。
- ・子育て世代包括支援センターにおける児童の発達に関する相談については、保護者の同意を得て教育・発達総合相談での相談につなぎ、公認心理師・臨床心理士などによる、継続的な相談対応や所属機関での行動観察、親子発達支援事業の利用支援などを実施しています。
- ・子育て世代包括支援センターにおける1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で、言葉の遅れや行動面の発達に課題があると思われる児童のフォローは、保護者の同意を得て、場合によっては教育・発達総合相談での相談につなぎ、健康課との連携を図りつつ公認心理師・臨床心理士などによる継続的な相談を行うなどの対応を図っています。
- ・教育・保育施設においては、集団で過ごす中で幼稚園教諭や保育士などが児童の発達に関する課題や障害に気づく場合もあり、保護者に寄り添い共に成長を見守り信頼関係を育む中で、発達の様子を伝えています。
- ・令和2年3月に開設した教育・発達総合相談において、公認心理師・臨床心理士などが未就学児の発達に関する相談を受けており、相談から親子発達支援事業を利用し、その後、医療や児童発達支援へつながったケースがあります。
- ・親子発達支援事業については、児童の成長を感じることができ、発達に関する不安や心配を軽減できたとの意見がありました。児童発達支援の利用に移行する場合は、保護者の同意を得て引継ぎを実施しています。

【課題】

- ・発達に関する小児科専門医への受診は増加傾向にあり、適切な時期に受診できない状況があります。
- ・健康課における小児科専門医の説明内容について、保護者の受け止め方を確認し、保護者の納得が得られない場合や不安が強い場合は、より丁寧な支援が必要です。
- ・法定健診は3歳児健康診査までであり、これ以降に発達に関する課題が表出する児童に対して、就学までの間、発達・発育の状況を確認する体制についても検討する必要があります。
- ・早期対応につながるよう、保護者が児童の言葉や発達の遅れなどに気づき、身近な機関に相談するなどその児童に適した環境を理解し、安心して早期の療育を利用することができるよう、支援体制の充実を図る必要があります。

学齢期における支援

【主な取組】

- ・市では、平成 30 年2月に「第2次昭島市特別支援教育推進計画」を策定し、児童・生徒一人ひとりの発達特性や障害の状況などに応じた教育を推進するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム*の構築を図っています。
- ・平成 30 年度より清泉中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級*(清泉学級)を、令和元年度より富士見丘小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級(さくら学級)を設置しました。また、平成 28 年度から平成 30 年度までの間に、市内の市立小学校全校(13 校)に、特別支援教室*を開室し、拠点校4校と巡回校9校を設置して巡回指導体制を構築しています。さらに、令和3年度より市内の市立中学校全校(6校)に特別支援教室を開室し、拠点校1校と巡回校5校を設置して巡回指導体制を構築しています。
- ・放課後においては、市内の市立小学校全校(13 校)に 22 か所の学童クラブを設置し、各クラブ4名までの要配慮児童の受け入れ態勢を確保しています。要配慮児童2名につき1名の職員を加員配置し、発達障害への理解を得るために研修を実施しています。

【課題】

- ・学齢期において、学校や学童クラブで児童の困り感にはじめて気づくことがあり、発達障害などの社会的認知は進みつつありますが、さらなる理解を促すため啓発や研修の取組が必要です。

関係機関との連携体制の構築

【主な取組】

- ・要配慮児童への支援では、児童のライフステージに応じ、保健、医療、福祉、教育、就労などの多様な機関の協力が求められ、各機関での支援の成果や情報を保護者の了承のもと、他の機関に引き継ぎ、総合的な支援に結びつけることが課題となっています。その為のツールとして、教育委員会と連携して「昭島市子育てサポートファイル」を作成しました。
- ・支援の情報が途切れないよう、発達相談で関わった公認心理師・臨床心理士などが就学相談を受け持っています。

【課題】

- ・多様なケースに適切に対応するため、専門的かつ必要な支援が途切れないように、個々の児童に応じた個別的で継続的な支援に取り組んでいく必要があります。
- ・「昭島市子育てサポートファイル」のさらなる周知と活用の仕組み作りが必要です。
- ・就学前後の支援情報の引継ぎのため、「就学支援シート」のさらなる有効活用を図っていくことも重要です。

保護者への支援も含めた支援体制の整備

【主な取組】

- ・発達に関する相談については、保護者とともに児童にとって適切で必要な支援が受けられるよう各部署で相談業務を進めています。
- ・令和2年3月に、アキシマエンス内に教育部門と福祉部門が密接に連携する「教育・発達総合相談」が

開設しました。0歳から 18 歳までの児童・生徒の教育や発達の悩みや心配ごとについて、本人・保護者からの相談を受けています。

- ・子ども家庭支援センターでは、児童と家庭に関する相談に応じ、要保護児童対策地域協議会*において関係機関と連携しながら、児童と家庭を支援するネットワークの構築を目指しています。
- ・要配慮児童一時預かり事業については、きょうだいの用事や保護者のリフレッシュのために児童を安心して預けることができ、利用者の事業に対する満足度は高くなっています。
- ・親子発達支援事業については、保護者学習会で要配慮児童の発達について学び、同じような悩みを持つ保護者と交流を持つことで、発達に関する不安や心配を軽減できるとの意見がありました。

【課題】

- ・発達に関する相談については、引き続き、関係機関との連携を深めた総合的な対応に努め、継続した支援体制のさらなる充実が必要です。
- ・養育者にとって何らかの育てにくさのある児童は虐待に至るおそれがあるため、要配慮児童に関する相談については、多角的な視点での対応が必要であり、引き続き連携体制の構築が必要です。
- ・保護者の不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することがないように、生活上の助言や保護者相互の交流などによる支援体制をさらに整備する必要があります。
- ・要配慮児童一時預かり事業の時間帯や利用枠の拡大への要望があります。

要配慮児童を取り巻く環境の整備

【主な取組】

- ・市が実施する巡回相談事業では、市内の教育・保育施設からの要望に応じて、幼稚園教諭・保育士から在園児の発達に関する相談に対し、公認心理師・臨床心理士などの専門的な知識のある相談員がその対応を検討し助言することにより、児童に適切な対応を行えるよう支援しています。
- ・令和2年1月に民設民営により児童発達支援センターが開設しました。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスについては、利用者数の増加が続いており、事業所数も増加しています。
- ・保育所等訪問支援*については、サービス利用のニーズは高まっているものの、市内で実施している事業所が1ヶ所のみ(令和4年1月1日現在)であり、近隣市においても事業所の数が少ない状況です。
- ・発達障害などの社会的認知が広まっていますが、教育・発達総合相談などにおいては、自分の子どもが発達障害ではないかと不安が大きくなり、適切に児童の発達を把握したり、理解することができない保護者からの相談があります。一方で、要配慮児童への対応方法についての情報不足から、周囲の理解が浅く、育児に対する負担感を感じている相談もあります。

【課題】

- ・教育・保育施設が他機関と連携することが必要なケースが増えており、3歳児健康診査、就学相談などに適切につながる仕組みを考えていく必要があります。
- ・発達障害については、地域の関係機関やコミュニティにおける支援体制の確立が課題となっています。児童の育成に関わる機関や事業所などへの支援など、児童発達支援センターを中心に、支援体制の整備をし、サービスの質の維持・向上を図っていく必要があります。
- ・保育所等訪問支援を効果的に活用し、教育・保育施設への理解と支援を進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的視点

本計画の推進に当たっては、基本理念である「要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する」に基づき、次の4つを基本的視点とします。

Point! 基本的生活習慣の構築

人が社会生活を営んでいくためには、自らがものごとを選択・決定し、取り組むことが大切であり、その基礎となる食事・排せつ・衛生・衣服の着脱、整理整頓などに関する生活習慣の構築が必要です。個々の成長・発達に応じた基本的生活習慣を身につけることができるよう、適切な支援に努めます。

Point! 要配慮児童の自立に向けた環境整備

要配慮児童の自立に向けては、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり児童福祉法を根拠とし、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、個々の自立への道筋を明確にするとともに、その特性に配慮した、継続的・長期的支援を行い、地域の一員として自立できる環境整備に努めます。

Point! 社会への信頼感を育てる

地域の一員として自立していくためには、自分がまわりに受け止められている安心感や、人への信頼感が必要です。社会への信頼感を育てるため、特性や年齢に即した方法で情緒面の発達を促し、人と関わる力の基礎を培います。

Point! 個の理解を深める

発達障害に関する知識は、近年、様々な場所で周知されるようになり、意識の高まりが見受けられます。しかし偏った知識や決め付けにより、要配慮児童やその保護者、児童を取り巻く人たちが悩み混乱することも散見されます。

発達障害と診断を受けている児童であっても、その様子や困り感は一入ひとり違い、個人を取り巻く環境も様々です。児童の発達は生得的に持つ能力という個の要因と、児童を取り巻く環境の要因が複雑に絡み合っていると考えられ、身体的な疾患の治療とは異なり、個々に合わせたオーダーメイドの支援が重要となります。障害の有無や診断名のみに関わらず、児童の困りごとに寄り添い、自尊心や自分らしさを前向きに持てるよう、要配慮児童一人ひとりの理解に努め、保護者や支援者、地域住民の児童の発達に対する理解の醸成に努めます。

2 基本目標

1 早期の気づきと早期対応の充実

- 児童における発達障害その他の要配慮状態に早期に気づき、適切な療育・支援に結びつけます。
- 早期から支援を行うことで、要配慮児童の抱える生活上の困難を軽減し、将来において不登校*やひきこもり*、社会生活への不適應などの二次的な障害に陥るリスクを軽減します。
- 早期対応につなげるため、教育・保育施設などの関係機関と連携し、関係機関による多角的なアセスメント*及び方針を共有し、「気づき」を保護者へ働きかけるように努めます。

2 学齢期における支援の充実

- 小学校就学前後の支援情報の引継ぎについて、支援の継続性を確保できる体制の充実を図ります。
- 学齢期において、はじめて発達障害が疑われる児童・生徒に対する支援体制の充実を図ります。
- 要配慮児童に対する個々の特性にあった支援を推進するため、教職員の指導力の向上と、特別支援教育コーディネーター*の専門性を向上します。
- 学校生活支援シート*を通して保護者に対する継続した相談体制の構築と、要配慮児童の中学校卒業後における自らの生活や進路に関する希望を踏まえた、高等学校への進学・就労へ向けた支援の充実を図ります。
- 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を踏まえ、昭島市教育委員会における特別支援教育体制の整備を進めます。

3 関係機関との連携体制の構築

- 保健・医療・福祉・教育・就労など、多様な関係機関の連携体制を構築し、要配慮児童に対し、ライフステージを通じた途切れのない支援を行います。
- ライフステージの変化に応じて、これまでに蓄積された支援情報が途切れることなく確実に引き継がれるように、適切なコーディネート*を行います。

4 保護者への支援体制の整備と充実

- 保護者の我が子の育ちについての将来への不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することがないように、成長していく姿を思い描けるような助言や生活上の助言、保護者相互の交流などによる支援体制の整備を図ります。
- 年々増加する保護者からの相談に適切に対応し、児童の障害などに関する保護者の認知や理解について働きかけることで、必要な支援につなげることができるよう相談から療育に至る継続した支援体制を整備します。

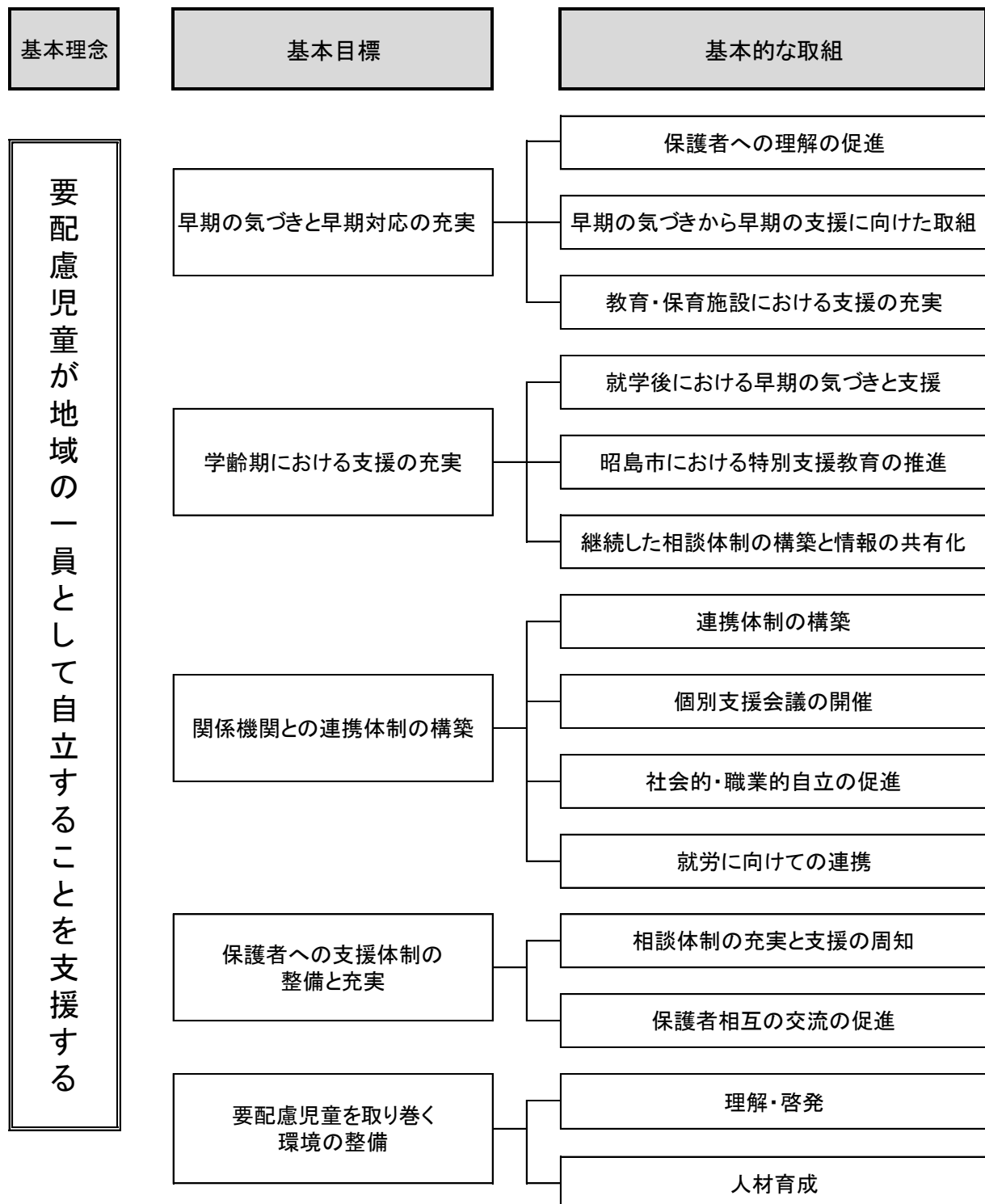
5 要配慮児童を取り巻く環境の整備

- 要配慮児童や発達障害などに対する地域の理解を促進し、支援のための人材育成に努めるとともに、教育・保育施設などの関係機関との連携を強化し、地域で支えるための基盤の整備、充実を図ります。
- 要配慮児童の支援においては、関係機関相互がそれぞれの役割を十分に理解し、連携して責務を遂

行することができるように、よりよい地域連携づくりを進めます。

○人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、要配慮児童とその保護者を取り巻く環境の整備に努めます。

3 施策の体系



第4章 基本的な取組と事業の展開

1 早期の気づきと早期対応の充実

保護者への理解の促進

○様々な機会を捉えた情報の提供により、発達障害などへの理解を図ることで、要配慮状態への「気づき」を乳幼児期の子どもへの保護者に対し働きかけ、支援に結びつけます。

事業	内容	関係課
発達障害などに関する啓発事業	動画配信、パンフレット、広報、SNS*など、様々な媒体を通じ、発達障害などに関する知識を広めます。	子ども育成課
地域支援（子育てひろば）	児童の発達の特徴について多様な考え方をもち、評価的、短絡的な見方をせず、発達に関する知識を広めるとともに、発達について気になることがある場合に、早期に相談につながるよう、公認心理師・臨床心理士などがひろばに赴き啓発を行います。	子ども育成課

早期の気づきから早期の支援に向けた取組

○母子保健、児童福祉、障害福祉などの行政機関や、医療機関、療育機関、教育・保育施設などが連携を図り、発達障害などに起因する要配慮状態に早期に気づき、早期支援に確実につなげるための総合的な体制の構築を図ります。

○障害があるとの明確な診断ができない場合や、保護者や機関が児童に対する支援が必要なことに気づかずに対応できていないケースなどに対し、「気になる」という段階から、きめ細やかな相談支援に努めます。

事業	内容	関係課
未熟児及び医療的ケア児*への支援	未熟児や医療的ケアが必要な乳幼児に対し、自宅での生活を送るにあたり、必要な地域支援体制の整備と連携を行います。	健康課
新生児聴覚検査事業	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児（生後 50 日に達する日まで）を対象として、実施医療機関などで行なわれる検査費用の一部を助成します。	健康課
乳幼児健康診査事業	3～4か月児健康診査、6～7か月・9～10 か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査事業を実施し、疾病の早期発見・療育に結びつけるとともに、乳幼児の健全育成、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康課

乳幼児経過観察 健康診査事業	一般健診の結果、要経過観察と判断された乳幼児について、定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めます。	健康課
乳幼児発達健康 診査事業	乳幼児健康診査などの結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞・発達障害などが疑われる乳幼児に対して、小児神経学の専門医が、発達に重点をおいた健診を行い、障害の早期発見・早期療育を図ります。	健康課
経過観察心理相 談	健康診査事業などから、乳幼児の心理面や発達の相談、日常生活習慣などの相談を実施し、必要な場合、乳幼児発達健康診査につないでいます。	健康課
グループ支援	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査で発達の相談があった親子に対して、小集団で発達を促す遊びの経験を与え経過を観察します。また保護者と乳幼児の発達課題の共有を図りながら、保護者の不安への支援も同時に行います。	健康課
地域子育てひろ ば拠点事業	身近な地域に乳幼児を持つ親とその児童が気軽に集い、育児相談を行う場を設置し、児童の健やかな育成及び子育て世帯の福祉の向上を図ります。	子ども子育て支 援課
総合相談	子ども家庭支援センターが実施する総合相談内で、児童の発達に関する課題があると思われる場合に、保護者の気づきを促すと共に適切な相談先と連携します。	子ども育成課

教育・保育施設における支援の充実

- 教育・保育施設など児童の集団生活に携わる機関が、保護者に対し児童についての理解を深め合うことや、保護者の抱えてきた悩みや不安などに耳を傾け、支えることで、児童の育ちを共に喜び合う関係を構築し、要配慮状態への「気づき」を保護者へ働きかけ、早期の相談と安心につながるよう支援します。
- 教育・保育施設と保護者及び関係する医療・療育機関で協力し作成している「就学支援シート」について、さらなる理解・周知を図り、その活用を促進を図ります。
- 全ての児童が、ともに育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進を図ります。また、障害のある児童を受け入れる教育・保育施設の拡充を図ります。

事業	内容	関係課
巡回相談事業	公認心理師・臨床心理士などが、児童の支援を実施する機関の相談を受け、その課題に即して、発達の観点からのアセスメントと、関わり方や環境設定について助言を行います。	子ども育成課

医療的ケア児への支援	保育所などにおいて、医療的ケア児の受入れが可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	子ども子育て支援課
------------	---	-----------

2 学齢期における支援の充実

就学後における早期の気づきと支援

- 学齢期において、学校や学童クラブ、教育支援室などで、初めて支援が必要と認識される児童・生徒への早期の気づきから支援に向けた体制の整備を図ります。
- 不登校傾向にある児童・生徒についても、関係機関や家庭と連携を図りながら、当該児童・生徒の状況を把握しつつ、発達障害などがあると思われる場合は、支援に向けた働きかけを行います。

事業	内容	関係課
巡回相談事業 (再掲)	公認心理師・臨床心理士などが、児童の支援を実施する機関の相談を受け、その課題に即して、発達の観点からのアセスメントと、関わり方や環境設定について助言を行います。	子ども育成課 指導課
総合相談 (再掲)	子ども家庭支援センターが実施する総合相談内で、児童の発達に関する課題があると思われた場合に、保護者の気づきを促すと共に適切な相談先と連携します。	子ども育成課

昭島市における特別支援教育の推進

- 昭島市における特別支援教育の推進に関しては、「第3次昭島市特別支援教育推進計画」に基づき推進します。
- 「第3次昭島市特別支援教育推進計画」における基本理念は次のとおりです。
 - ・全ての学校で、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障害のある児童・生徒一人ひとりの障害特性や実態に応じた専門的な教育を行い、児童・生徒一人ひとりの成長と発達を最大限に伸ばせる教育環境の整備・充実に努めます。
 - ・障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、関係者及び関係機関のより一層の連携強化に努めるとともに、学校生活支援シートの作成と活用による一貫性のある支援の充実を図ります。
 - ・共生社会の実現に向け、全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮し、自立と社会参加に向けて、学校関係者、保護者、地域の人々に特別支援教育への理解啓発を図ります。
- 基本理念に基づく、基本方針は以下の4つのプランです。

【プラン1 推進体制の整備】

一人ひとりの児童・生徒が安心して豊かに学べる教育環境を整備し、特別支援教育推進体制を構築します。

【プラン2 教育内容の充実】

全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点をもった質の高い教育を行います。

【プラン3 関係機関との連携】

就学前から義務教育修了後までの一貫性のある切れ目のない支援を実現するために、関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。

【プラン4 共生社会の実現】

家庭や地域との連携による特別支援教育に対する理解啓発活動を進めるとともに、全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮し、自立と社会参加に向けた共生社会の実現を目指します。

継続した相談体制の構築と情報の共有化

○要配慮児童の就学前から小学校入学につながる情報共有の仕組みや、小学校卒業から中学校入学、中学校卒業から高等学校入学につながる学校生活支援シートの引継ぎなど情報共有の仕組みを構築し、継続的な支援に向けて必要な情報の共有化を図ります。

○18 歳以降の継続した支援を視野に入れ、各機関へ若者・成人期の相談場所についての情報提供を行い、市の障害福祉担当(障害福祉課)につながる情報共有の仕組みを構築します。

事業	内容	関係課
子育てサポートファイルの推進	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることにより、要配慮児童と保護者が適切で継続した支援を受けられることを目的に保護者の希望により作成します。	子ども育成課 指導課
相談支援事業	障害のある方やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市及び3か所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護の対応など、必要な支援を行います。	障害福祉課
計画相談支援	障害のある方が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、計画性を持って適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。	障害福祉課

3 関係機関との連携体制の構築

連携体制の構築

- 就学前から就学時、進学時、卒業時などの児童のライフステージの変わり目に支援が途切れないよう、児童の将来的な自立を踏まえ、各機関の連携による継続的な支援体制を構築します。
- 児童発達支援センターを中心とした、保健、医療、福祉、教育、就労などの多様な関係機関の連携体制の構築を図ります。
- 関係機関の連携にあたっては、各機関が相互にその役割や活動内容について十分に理解し、情報の共有を図ります。

事業	内容	関係課
子育てサポートファイルの推進（再掲）	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることにより、要配慮児童と保護者が適切で継続した支援を受けられることを目的に保護者の希望により作成します。	子ども育成課 指導課
（仮称）地域連携会議への支援	児童発達支援センターを中心として、保健、医療、福祉、教育、就労などの関係機関がその役割や活動内容について相互に理解し、情報の共有を図る会議の開催について支援します。	子ども育成課

個別支援会議の開催

- 個別支援会議は、関係機関が必要に応じて保護者の同意を得て開催し、要配慮児童への適切な支援に向けた検討を行います。また、個人情報の取扱いに十分配慮した上で、児童の支援に関する要保護児童対策地域協議会との相互の連携を図ります。
- ライフステージの変わり目には、必要に応じて、保護者、本人、支援機関、在籍校の関係者などにより個別支援会議を開催し、「就学支援シート」や「学校生活支援シート」を活用しながら、情報の引継ぎや支援の継続性を確保します。

事業	内容	関係課
個別支援会議の開催	関係機関が必要に応じて、保護者の同意のもと開催し、要配慮児童への適切な支援に向けた検討を行います。	障害福祉課 健康課 子ども子育て支援課 子ども育成課 指導課

社会的・職業的自立の促進

- 中学校卒業後における高校進学・就労に向けた相談支援などの充実を図ります。
- 教育・保育施設や小学校で作成し活用している「就学支援シート」や「学校生活支援シート」について、各学校から高等学校や就労移行支援事業所などへの情報の引継ぎが行えるよう、福祉と教育が連携して支援する体制を検討します。
- 学齢期を過ぎて、学校や地域との関係が切れて、ひきこもり状態となっている要配慮児童について、地域での居場所づくりや人とのつながり、社会参加のきっかけづくりなどの働きかけの取組を進めます。

事業	内容	関係課
子育てサポートファイルの推進（再掲）	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることにより、要配慮児童と保護者が適切で継続した支援を受けられることを目的に保護者の希望により作成します。	子ども育成課 指導課
ひきこもりなどに関する支援	ひきこもりなどで悩んでいる当事者の方や家族のほか、関係機関などからも相談を受け付け、当事者の状態・状況や家族の状況を踏まえ、当事者のニーズに基づいた支援方法を検討します。当事者の心情に寄り添う中で、相談された方と一緒に考えるとともに、「東京都ひきこもりサポートネット」*とも連携し、社会参加などに向けた支援に努めます。	福祉総務課

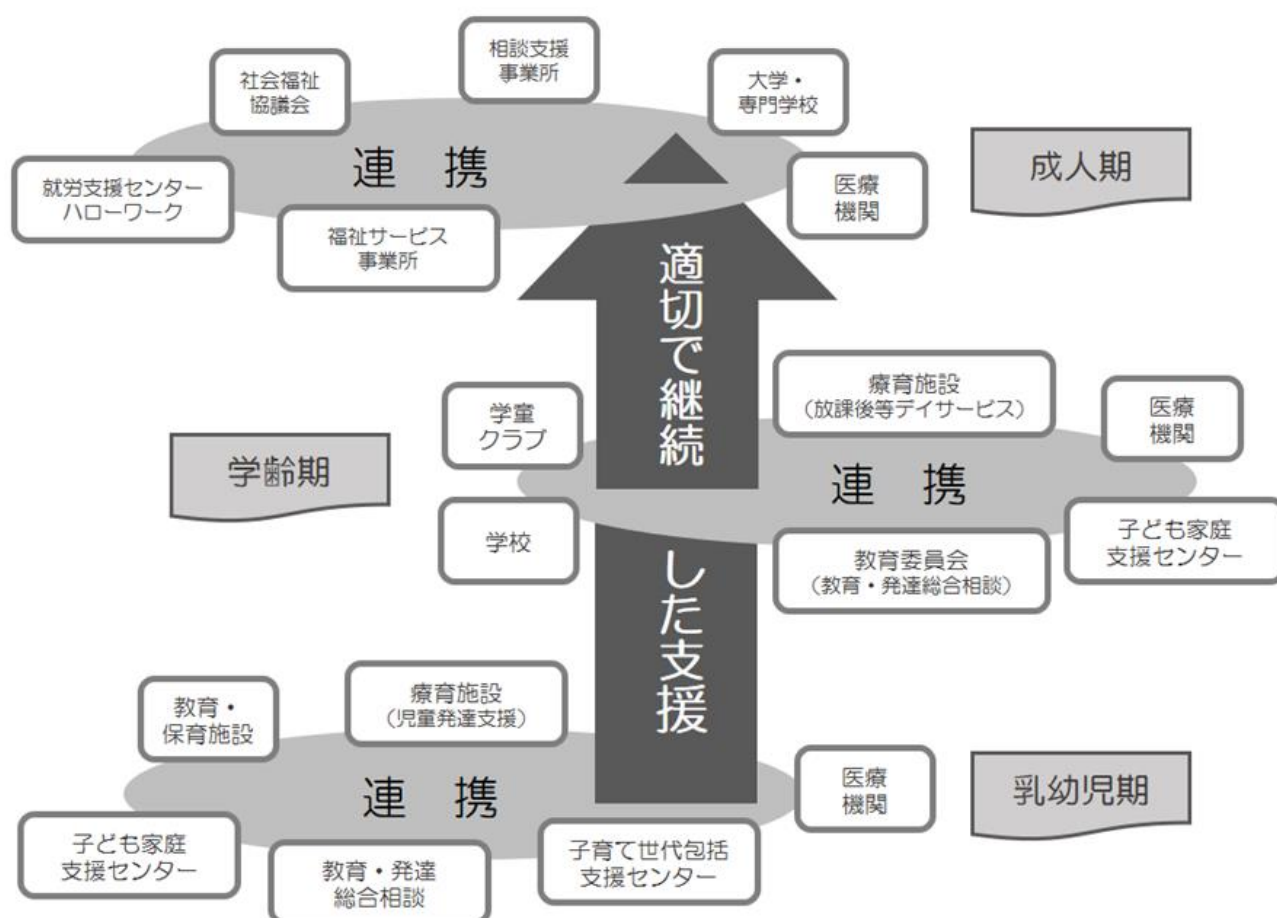
就労に向けての連携

- 一般就労及び福祉的就労へつなぐための、雇用・福祉・教育の一層の連携強化を図るとともに、特別支援学校*の生徒やその保護者などに対して、学校在学中から就労に関する啓発に努めます。
- 中学卒業後においては、「昭島市障害者プラン」に定める障害のある人の就労支援に向けた各種サービスを通じ、就労に向けた包括的な支援を行います。
- 社会的な自立に向けた相談支援の充実や、「あきしま就職情報室」*などの紹介及び就労に向けた情報提供を行います。

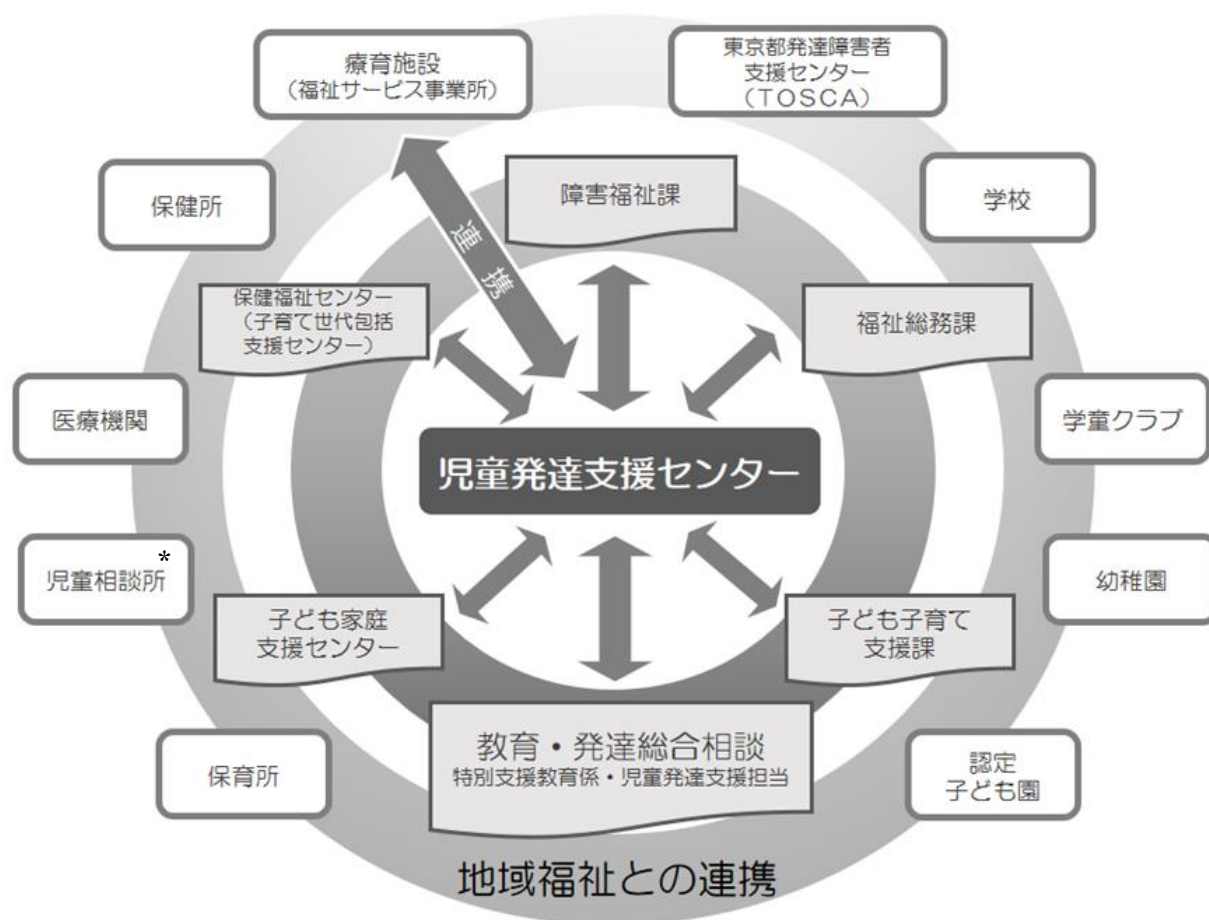
事業	内容	関係課
障害者就労支援事業	障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して継続的に働き続けられるようにするために、関係機関との連携を図り、就労面と生活面の一体的支援を提供する障害者就労支援事業を継続して実施します。	障害福祉課

就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する障害のある方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。	障害福祉課
就労継続支援 (A型・雇用型)	一般企業などへの就労が困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
就労継続支援 (B型・非雇用型)	一般企業などへの就労が困難な障害のある方に対して、継続的な生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て、一般就労に移行した方が、就労環境などの変化により生活リズムの調整や家計の管理などに問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導、助言などを行います。	障害福祉課

○連携体制のイメージ



○児童発達支援センターと地域の連携体制



4 保護者への支援体制の整備と充実

相談体制の充実と支援の周知

- 児童の発達についての不安や悩みのある保護者からの相談について、専門的な立場から支援を行います。
- 育児やライフステージの変わり目で、要配慮児童の保護者が感じる不安や負担感が軽減するような支援を行います。
- 要配慮児童の保護者が、児童の特性について前向きに捉えることができるよう支援を行います。
- 要配慮児童の家族が抱える悩みや不安について、同じ立場にある者同士が共感し寄り添うことができる場を作ります。
- 保護者が、子育ての悩みやストレスを抱えている場合など、支援が必要な保護者については、必要に応じて、適切な専門機関へ相談をつなげます。

事業	内容	関係課
教育・発達総合相談	特別な配慮が必要と思われる児童に関する保護者からの相談、関係機関からの相談・支援を行うため、教育部門と福祉部門が一体となった相談窓口を設置し、0歳から義務教育修了後 18 歳までの適切で継続した相談・支援を行います。	子ども育成課 指導課
子育てサポートファイルの推進 (再掲)	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることができるファイルを利用することにより、保護者が児童の様子を何度も説明することによる負担を軽減させます。	子ども育成課 指導課
就学支援シートの充実	教育・保育施設での幼児の様子や進めてきた指導などについて小学校に引き継ぎ、就学に伴う保護者の不安感の軽減及び円滑な支援体制の構築ができるよう、就学支援シートの活用を充実します。	指導課
要配慮児童一時預かり事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが困難となった要配慮児童を一時的に預かることで、要配慮児童及びその保護者の福祉の向上に努めます。	子ども育成課
親子発達支援事業	小集団の児童とその保護者での活動や遊びを通し、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童の心身の発達を促すとともに、その保護者が児童の発達の状態や障害特性に早期に気づき、児童の成長発達を促す関わり方や環境の配慮を学ぶことにより、児童を適切な療育・支援につなげます。	子ども育成課
児童発達支援	就学前の障害のある児童を対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。	障害福祉課
放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。	障害福祉課

保護者相互の交流の促進

- 児童の発達についての不安や悩みのある保護者に対しては、相談や助言など、継続的な支援を行うとともに、地域で孤立することのないように保護者相互の交流の場を確保します。

事業	内容	関係課
サロンの開催	発達について特別な配慮が必要と思われる児童の保護者同士が、不安や悩みを分かち合い、交流をすることで児童の特性や成長について前向きに捉えることができるような集いの場を提供します。	子ども育成課

5 要配慮児童を取り巻く環境の整備

理解・啓発

- 子育て中の保護者が発達障害に関する知識や情報を得ることが、要配慮状態の「気づき」につながることから、教育・保育施設や小学校などの保護者に焦点をあてた障害に対する理解と啓発に努めます。
- 要配慮児童や保護者が、生涯を通じて、社会の様々な営みに参加し、安心して地域生活を営むことができるよう、発達障害などについての社会一般に対する理解・啓発を推進し、ノーマライゼーション*の理念に基づく共生社会、ソーシャルインクルージョン*の実現を図ります。

事業	内容	関係課
特別支援教育・児童の発達支援に関する講演会	児童の発達支援に関する様々な知識や情報を講演会を通じて市民に啓発します。	子ども育成課 指導課
発達障害などに関する啓発事業（再掲）	動画配信、パンフレット、広報、SNSなど様々な媒体を通じて、発達障害などに関する知識を広めます。	子ども育成課

人材育成

- 教育・保育施設、学校、学童クラブ、障害児通所支援事業所*などの児童に直接携わる機関の職員研修を実施するなど、要配慮児童の特性や支援方法に関する理解を深め、人材育成を図ります。
- これらの機関の人材育成に合わせ、職員がケースに応じて、保護者への適切な情報提供や専門的な機関への相談や紹介ができるように、職員への支援の充実に努めます。

事業	内容	関係課
障害児通所支援事業所との情報共有体制の構築	児童発達支援センターが中核となり、研修などを通じて児童の発達支援に関すること及び市の事業や連携体制について、障害児通所支援事業所へ周知・啓発を実施します。	子ども育成課
機関の職員に対する研修	要配慮児童の特性や支援方法に関する理解を深めるための研修を実施します。	子ども子育て支援課 子ども育成課
特別支援学級での研修	各学校でテーマを設定し、通常の学級における特別支援教育を推進するための具体的な手だてに係る研修を行います。また、知的固定学級部会と情緒障害学級部会ごとに、研究授業や協議会などを定期的開催します。	指導課
巡回相談事業（再掲）	公認心理師・臨床心理士などが、児童の支援を実施する機関の相談を受け、その課題に即して、発達の観点からのアセスメントと、関わり方や環境設定について助言を行います。	子ども育成課

第5章 計画の推進と進行管理

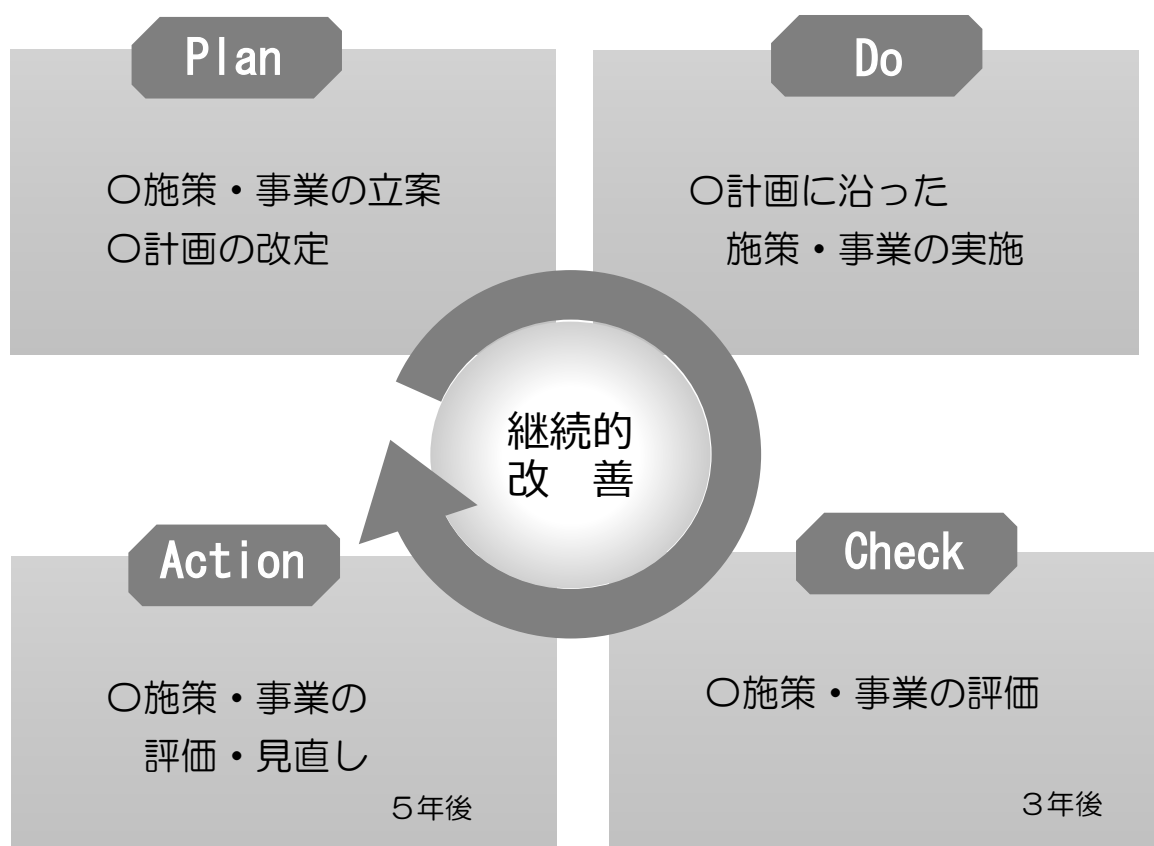
1 計画推進の考え方

計画で定めた児童の発達支援に関する施策を推進していくために、本計画の目的や取組内容について、市民や各機関などに対して広く公表するとともに、その趣旨の周知徹底に努め、市民や各機関の児童の発達支援に対する理解を深めます。そして、市民や各機関がそれぞれの役割に基づき主体的に児童の発達支援に関する施策に取り組みます。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルに基づいて継続的な改善に取り組みます。本計画では、計画策定から3年後に「(仮称)児童発達支援計画庁内推進委員会」において、各事業の実施状況、課題点を確認し、学識経験者と公募委員からなる「(仮称)児童発達支援計画推進委員会」において外部評価を実施します。この結果についてホームページなどを活用し、本計画に基づく施策や事業の進捗状況を広く公表します。

PDCA サイクルによる進行管理



資料編

資料1 昭島市児童発達支援計画審議会条例

資料2 昭島市児童発達支援計画審議会名簿

資料3 昭島市児童発達支援計画審議会開催状況

資料4 用語解説

資料5 子どもの権利条約

資料1 昭島市児童発達支援計画審議会条例

(設置)

第1条 児童発達支援の推進を図るための計画(以下「支援計画」という。)を策定するため、昭島市児童発達支援計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、支援計画(児童発達支援センターの整備計画を含む。)に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 関係機関を代表する者 4人以内
- (3) 医師 1人以内
- (4) 臨床心理士 1人以内
- (5) 事業主を代表する者 2人以内
- (6) 市民 4人以内(うち公募による市民3人以内)

2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は、前条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例(平成10年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、児童発達支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年昭島市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

児童発達支援計画審議会委員	日額	10,000円
---------------	----	---------

資料2 昭島市児童発達支援計画審議会名簿

選出 区分	氏 名	備 考
学識経験のある者	小原 弘樹	昭島市公立小学校校長会(拝島第三小学校)
	竹内 康二	明星大学心理学部心理学科教授
関係機関を代表する者	白石 恭子	東京都立川児童相談所 心理指導担当課長代理
	高久 将裕	社会福祉法人あすはの会 子ども発達プラザ ホエール副施設長
	西山 裕之	東京都多摩立川保健所保健対策課長
	松本 智子	昭島市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
医師	長瀬 幸弘	昭島市医師会(たかつきクリニック)
臨床 心理士	長岡 恵理	公認心理師 臨床心理士 言語聴覚士
事業主を 代表する者	上原 祐子	昭島市保育園園長会(のぞみ保育園)
	常木 浩史	昭島市幼稚園協会(昭島台幼稚園)
市民	澤津 洋子	公募市民
	立山 美佐枝	昭島市自治会連合会
	宮本 諒美	公募市民
	村田 ひとみ	公募市民

※各区分内の氏名は五十音順です

資料3 昭島市児童発達支援計画審議会開催状況

令和3年度	開催時期	会議内容等
第1回	令和3年5月28日	【議事】 ・ 委嘱状の交付 ・ 会長、副会長の選出 ・ 諮問 ・ 計画の概要と目的 ・ 今後の予定について
第2回	令和3年6月30日	【議事】 ・ 計画の全体構成案について ・ 計画案 第1章～第2章について
第3回	令和3年7月29日	【議事】 ・ 計画案【第1章～第2章】修正点について ・ 計画案【第3章】について ・ 昭島市児童発達支援計画(趣旨)の周知及び意見募集について
第4回	令和3年10月8日	【議事】 ・ 昭島市児童発達支援計画(趣旨)の周知及び意見募集結果について ・ 計画案【第3章】修正点について ・ 計画案【第4章】について
第5回	令和3年11月12日	【議事】 ・ 児童発達支援計画の素案について ・ パブリックコメントについて
	令和3年12月17日～ 令和4年1月17日	・ パブリックコメント
第6回	令和4年2月1日	【議事】 ・ パブリックコメント結果報告 ・ 答申・計画案の策定

資料4 用語解説

	用 語	解 説
あ 行	あさしま就職 情報室	ハローワーク立川と昭島市が共同事業として開室しており、求人検索パソコンを使って、全国のハローワークの求人情報を簡単に検索、閲覧できるほか、専門の職員が就職についての相談や紹介を行っている。
	アセスメント	対象を客観的に調査、評価すること。本計画においては、要配慮児童の病気や障害などの心身の状況、置かれている環境、日常生活の状況、本人や保護者の意向、支援するうえでの課題などについて把握、分析すること。
	医療的ケア児	日常生活を送るうえで、経管栄養、たん吸引などの医療的な生活援助が必要な児童。
	インクルーシブ 教育(保育)シス テム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social networking service)の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
か 行	学童クラブ	保護者の就労等により放課後や夏休みなどに適切な監護(保育)を受けられない小学生を対象に、安全な生活の場を提供するとともに健全な育成を図ることを目的に設置された施設。
	学校生活支援シ ート	学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障害のある子どもの一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通して一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。国では「個別の教育支援計画」、東京都では「学校生活支援シート」という。
	教育・保育施設	本計画では、幼稚園・保育所・認定子ども園及び、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育を示す。
	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者などが、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。
	公認心理師	公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態を観察、その結果を分析し、本人または関係者へ相談及び助言、指導その他の援助を行い、心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うことを業とする者。

	用 語	解 説
か 行	合理的配慮	障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失くした又は過度の負担を課さないもの。
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的に設置され、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行っている。
	コーディネート	仕事の流れを円滑にするよう調整すること。本計画においては、地域内の施設、機関、団体間を統合的に調整すること。
	子ども家庭支援センター	0～18 歳未満の子どもと家庭に関する総合相談窓口。子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイなどのサービスの提供や、子育てサークル支援などを行っている。
さ 行	児童相談所	児童福祉法に基づき設置された行政機関。子どもに関する家庭その他からの相談や通告に応じ、専門的な援助を行うことにより、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的としている。
	児童発達支援センター	児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。
	就学支援シート	教育・保育施設、小学校での園児や児童の様子、進めてきた指導等について、支援シートを用いて小学校に引継ぎをするもの。小学校では、支援シートに書かれた内容を入学時の指導に活用し、また保護者とのスムーズな連携を図り、入学後の相談活動を進めやすくする。
	就学相談	児童・生徒の適切な就学先について、教育委員会と保護者が行う相談のこと。昭島市教育委員会では、面接や行動観察等を通じて、児童・生徒の障害の状況や保護者の願い、就学先の希望等に関する情報の聞き取りや、就学前機関からの情報収集を行い、これらを資料として、就学支援委員会で、障害に応じた適切な就学先の判定を行っている。
	障害児通所支援事業所	障害のある児童に対し、児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など）の提供を行う事業所。
	ソーシャルインクルージョン	障害のある人や児童を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。
た 行	東京都ひきこもりサポートネット	東京都が、ひきこもりで悩んでいる本人やその家族、友人などからの相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や必要な支援機関の紹介を行う機関。

	用 語	解 説
た 行	特別支援学級	学校教育法の規定に基づき、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために編制された学級。通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために編制された知的障害特別支援学級、自閉症又はそれに類する者で他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度の者や、主として心理的な要因による選択性かん黙がある者で、社会生活への適応が困難である程度の者を対象とした自閉症・情緒障害特別支援学級などがある。
	特別支援学校	「学校教育法」の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成19年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別(視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱)及びこれらの重複障害である。
	特別支援教育コーディネーター	学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整並びに保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員。
	特別支援教室	通常の学級に在籍している児童・生徒が特性に応じた課題の改善や克服のため校内に設置された特別な教室に定期的に通い、専門的な指導を受けるための教室。
な 行	ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者などハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本理念。
は 行	発達障害者支援センター	発達障害者及びその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援及び就労の支援、関係機関や団体等への情報提供や研修、連絡調整等を行うため、都道府県や指定都市ごとに発達障害者支援センターが指定されている。 東京都では、発達障害者支援の拠点として、東京都発達障害者支援センター(TOSCA)が運営されている。
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること。病気や経済的な理由によるものを除く。
	保育所等訪問支援	教育・保育施設、学校、学童クラブなど障害のある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害のない児童との集団生活への適応のために専門的な助言を行う児童福祉法に基づく通所支援サービス。
や 行	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待などへの対応を行う協議会。
ら 行	ライフステージ	乳児期、幼児期、学齢期、若者期、壮年期、高齢期などの生涯の各時期。 本計画の中では、0～18歳未満を対象とする。
	臨床心理士	文部科学省認可の財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格及び有資格者のこと。臨床心理士は、臨床心理学を学問的基盤に、相談依頼者が抱える種々の心の問題の、援助・解決・研究に貢献する心理職専門家である。

資料5 子どもの権利条約

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)とは？

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18 歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しました。

子どもの権利条約の一般原則

- ☐ 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ☐ 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- ☐ 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- ☐ 差別の禁止(差別のないこと)
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの権利

子どもの権利は大きく分けて4つあります。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

出典：(公財)日本ユニセフ協会 HP/https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html より引用

昭島市児童発達支援計画

発行年月 令和4年3月

発 行 昭島市

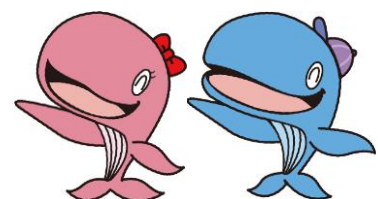
編 集 昭島市子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当

〒196-0012

昭島市つつじが丘3-3-15 アキシマエンス校舎棟1階

教育・発達総合相談

TEL 042-519-2247



昭島市公式キャラクター アッキー＆アイラン

